

# 青森県報

第三百七号

令和三年  
五月十二日  
(水曜日)

## 目 次

### 訓 令

- 青森県地域の元気支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令……(地域活力振興課) ……一
- 青森県西北地域空き家利活用システム効果検証事業費補助金の交付に関する事務の西北地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令……(同) ……一

### 告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……(高齢福祉保険課) ……二
- 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退……(同) ……二
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防防サービ事業の廃止の届出……(同) ……二
- 介護保険法による介護医療院の開設許可……(同) ……三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……(障害福祉課) ……三
- 保安林の指定……(林政課) ……三

### 出先機関

- 土地改良区の役員の就任及び退任……(東青地域県民局) ……三
- 土地改良区の定款変更の認可……(同) ……四
- 土地改良事業の工事の完了……(三八地域県民局) ……四

## 訓 令

- 土地改良区の定款変更の認可……(西北地域県民局) ……四
- 右 同……(同) ……四
- 右 同……(上北地域県民局) ……五
- 公営企業
- 青森県立中央病院エキシマレーザ血管形成装置の購入に係る一般競争入札……(病院管理局) ……五

### 青森県訓令甲第六号

青森県地域の元気支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

令和三年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県地域の元気支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令

青森県地域の元気支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程(平成二十六年四月青森県訓令甲第十三号)は、廃止する。

### 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

### 青森県訓令甲第七号

庁 中 一 般  
西 北 地 域 県 民 局

青森県西北地域空き家利活用システム効果検証事業費補助金の交付に関する事務の西北地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和三年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県西北地域空き家利活用システム効果検証事業費補助金の交付に関する事務の西北地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令

青森県西北地域空き家利活用システム効果検証事業費補助金の交付に関する事務の西北地域県民局長への委任等に関する規程（平成二十七年十月青森県訓令甲第十五号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第三百四十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和三年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	届出の年月日	廃止の年月日
有限会社 プライム	上北郡東北町字大平の一四	訪問介護	訪問介護ステーション	上北郡東北町字大平一	令和 三・四・三	令和 三・五・三

三和工業株式会社	弘前市大字小沢六字大開四五の五	訪問看護	サンワ訪問ステーション	弘前市大字清水三丁目一の一五	三・三・三	三・三・三
----------	-----------------	------	-------------	----------------	-------	-------

青森県告示第三百四十八号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により次の指定介護療養型医療施設からその指定を辞退する旨の届出があったので、同法第百十五号第二号の規定により公示する。

令和三年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	名称	所在地	届出の年月日	辞退の年月日
医療法人 誠仁会	つがる市木造若竹五	医療法人 誠仁会 野病院	つがる市木造若竹五	令和 三・三・三	令和 三・五・五

青森県告示第三百四十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

令和三年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	所在地	届出の年月日	廃止の年月日
指定介護予防サービス事業者		介護予防サービス	介護予防サービス事業を行う事業所			

三和工業株式会社	弘前市大字小沢六	介護予防訪問看護	サンワ訪問センター	弘前市大字清一水三丁目一	令和 三・三三	令和 三・三三
----------	----------	----------	-----------	--------------	------------	------------

青森県告示第三百五十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次のおり介護医療院の開設を許可したので、同法第百十四条の七第一号の規定により公示する。

令和三年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 医療法人誠仁会	主たる事務所の所在地又は住所 つがる市木造若竹五	名称 医療法人誠仁会 介護医療院尾野	所在地 つがる市木造若竹五	許 年月日 令和 三・五・六
-------------------	-----------------------------	--------------------------	------------------	-------------------------

青森県告示第三百五十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和三年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称 訪問看護リハビリステーション スマイル	所在地 青森市問屋町二丁目一四の六	指 年月日 令和 三・五・一
---------------------------	----------------------	-------------------------

青森県告示第三百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和三年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所  
下北郡東通村大字野牛字阿多ノ沢一、三、四、六、七、八
- 二 保安林指定の目的  
飛砂の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、青森第二北部土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和三年五月十二日

東青地域県民局長 石戸谷 安信

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	菊地 清昭	青森市大字左堰字野田一三の一	令和 三・四・一就任
〃	工藤 善吉	大字小橋字田川四七の二	〃
〃	工藤 隆志	大字左堰字野田四三	〃
〃	工藤 和夫	大字小橋字田川四六	〃
〃	山口 勝彦	大字左堰字大科二五の二	〃
〃	山口 勝	大字小橋字千鳥二三	〃
〃	葛西 透	〃 字田川四六の一	〃
〃	土岐 富和	大字左堰字野田二二	〃
〃	川内 一三	〃 字大科一五	〃
理事	菊地 清昭	〃 字野田一三の一	三・三・三退任
〃	工藤 善吉	大字小橋字田川四七の二	〃
〃	工藤 隆志	大字左堰字野田四三	〃
〃	工藤 和夫	大字小橋字田川四六	〃
〃	山口 勝彦	大字左堰字大科二五の二	〃
〃	山口 勝	大字小橋字千鳥二三	〃
〃	葛西 透	〃 字田川四六の一	〃
〃	土岐 富和	大字左堰字野田二二	〃

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、浪岡川土地改良区の定款の変更を令和三年四月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年五月十二日

東青地域県民局長 石戸谷 安信

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和三年五月十二日

三八地域県民局長 船水 浩人

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
舞手頭首工	農業用河川工作物応急対策事業	令和三・三・五
地 引	経営体育成基盤整備事業（面的集積型）（区画整理）	二・八・五
西越田中	農業用河川工作物応急対策事業	三・三・二
下長西部	農地耕作条件改善事業	三・三・三〇

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、五所川原市南部土地改良区の定款の変更を令和三年四月二十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年五月十二日

西北地域県民局長 畑内 圭一

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、板柳東部土地改良区の定款の変更を令和三年四月二十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年五月十二日

西北地域県民局長 畑 内 圭 一

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、荒屋平土地改良区の定款の変更を令和三年四月二十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年五月十二日

上北地域県民局長 石 橋 豊

公 営 企 業

青森県立中央病院エキシマレーザ血管形成装置の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和三年五月十二日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。  
エキシマレーザ血管形成装置 一式
- 二 納入期限、納入場所及び入札方法  
入札説明書による。
- 三 入札に参加する者に必要な資格
- 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の

一又は令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の規定により入札の日までにAの等級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

6 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

四 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、三に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、令和三年六月八日までに青森県立中央病院長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市東造道二丁目の一  
青森県病院局運営部管理課

電話 ○一七―七二六―八〇三七

4 提出部数 一部

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市東造道二丁目の一  
青森県病院局運営部管理課

電話 〇一七―七二六―八〇三七

2 入札書の提出期限

令和三年六月二十二日 午前十一時

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市東造道二丁目の一

青森県立中央病院 三階第一会議室

(二) 日時

令和三年六月二十二日 午前十一時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号) 第三百二十二条、第三百三  
三条及び第五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と  
する。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違  
反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当  
する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切  
り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分  
分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products  
to be purchased:

(1) Excimer Laser Medical System  
(2) Specification and quantity of  
other products will be referred  
to a bid manual.

2 Time limit for tender:  
11:00 a.m. 22 June 2021

3 Contact point for the notice:  
Supply Section  
Management Division  
Hospital Bureau  
Aomori Prefectural Government  
2-1-1 Higashitsukurimichi  
Aomori city, Aomori 030-8553  
Japan  
Phone: 017-726-8037

(発行者・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円